

■令和4年から農業者年金制度が改正されました

※平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です

① 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました

（令和4年1月1日から）

- ・35歳未満で要件を満たす方は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。

保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者

※次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

② 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がりました

（令和4年4月1日から）

※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

- ・農業者老齢年金については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択することができるようになります。
（裁定請求をせずに75歳に達したときは、75歳から年金を受給することになります。）
- ・特例付加年金については、受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択することができるようになります。
（農業者老齢年金と異なり、受給開始年齢の上限はありません。）

③ 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられました

（令和4年5月1日から）

- ・現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、制度改正により65歳まで加入できるようになります。
ただし、60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者に限ります。

令和4年度 総会開催日と申請受付締切日

開催月日	受付締切日	開催月日	受付締切日
令和4年 8月10日（水）	7月25日（月）	令和4年12月13日（火）	11月25日（金）
令和4年 9月13日（火）	8月25日（木）	令和5年 1月11日（水）	12月23日（金）
令和4年10月12日（水）	9月22日（木）	令和5年 2月10日（金）	1月25日（水）
令和4年11月10日（木）	10月25日（火）	令和5年 3月10日（金）	2月24日（金）

- 農地法に基づく許可申請等は、農業委員会総会において審議を行い、許可の可否を決定します。
- 申請の際は、総会開催月日を確認の上、当該受付締切日までに農業委員会へ持参してください。
- ※申請内容や必要書類について、事前にご相談頂きますと手続きがスムーズになります。

■「MAFFアプリ」とは？

農林水産省は、省と農業者をつなぐスマートフォン用アプリ「MAFFアプリ（マフアプリ）」の提供をしています。

このアプリでは、農業に役立つ政策情報やイベント情報の配信がされたり、ユーザーの作目や関心事項に応じた記事が届くよう設定が可能です。

料金は、無料（通信料は利用者負担）で、下記のQRコードからダウンロードが可能です。

詳しくは、「MAFFアプリ」で検索するか、農林水産省大臣官房政策課（03-3502-8448）までお問い合わせください。



#使ってみての感想#
これ一つで天気予報も見れるし、農政全般の情報も見れるし、いいな！
（Sさん）

■農作業中の熱中症にご注意！

～熱中症警戒アラートの登録を～

近年、農作業中の熱中症による死亡事故が多発しており、平成30年には全国で43名もの尊い命が失われております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分配慮しつつ、熱中症にならないために未然防止に努めましょう。

なお、環境省では令和3年4月下旬から、地域内の暑さ指数（WBGT）が最高で33以上になると予測した場合、環境省熱中症予防サイト等で当該情報を提供する「熱中症警戒アラート」の運用を開始しましたので、スマートフォン等で登録して頂き、是非ご活用ください。

また、熱中症警戒アラートについては、下記LINE公式アカウント「環境省」にご登録頂くか、「熱中症警戒アラート」で検索ください。



LINE公式アカウント
「環境省」 QRコード

又は

熱中症警戒アラート 検索

■6次産業化チャレンジ

～新たな商品開発・商品改善に取り組んでみませんか？～

町では、農林畜産業及び関連産業の活性化を図り、町内で生産された農林畜産物を原材料とした付加価値の高い加工品の開発、製造及び販売を考えている方、既に販売している商品を改善し、より魅力ある商品にしたい方に対して支援します。

補助金を受けるための条件は以下のとおりです。

①対象者：町内に住所を有する個人又はグループ

②対象内容：・新商品開発

町内の素材を用いての商品開発、オリジナル商品の開発

・商品改善（既存商品のブラッシュアップ）

従来商品の高級化、形状、食味、パッケージなどの改善

・ご当地商品開発（「地産地消」を意識したテイクアウト商品の開発）

町内の農林畜産物を活用した商品開発、試作品製造

商品開発に係る研修会旅費や外部講師・専門家からの指導謝礼 など

③補助金の額：申請1件につき、補助対象経費の10/10以内を補助します。

補助金の上限額は15万円となります。

※お問い合わせ先 役場商工振興課 6次産業戦略推進グループ 電話：23-0153

